

## 第5章 目標の設定

### I 目的

- 特定健康診査や特定保健指導の積極的参加による健康増進への取組増加
- 健康寿命の延伸による健やかな生活環境を構築
- 高額化している医療費の適正化

### II 目標

#### (1) 短期的目標

- 特定健康診査受診率を対前年度比4%増
- 特定保健指導実施率を対前年度比5%増

#### (2) 短期的目標

- 特定健康診査の受診率を計画最終年度において60%を目指す
- 特定保健指導の実施率を計画最終年度において60%を目指す

## 第6章 保健事業の実施内容

### I 特定健康診査の受診率向上対策

#### ＜課題＞

- 健診の受診者は近年減少傾向であり、男性では50代以下、女性は40代の受診率が低い（令和4年度）。
- 特定健康診査の受診率は、神奈川県の前年度平均値が23.1%に対し24.6%と1.5%高いが、目標値（50%）には届かない（令和4年度）。

事業名	事業の概要
①特定健康診査	○集団健診・施設健診の実施 ○土・休日健診実施 ○がん検診等との同日実施
②未受診者勧奨	○特定健診未受診者に勧奨通知を発送する。特に低年齢層への勧奨を強化する
③人間ドック費用助成	○人間ドック費用の一部助成
④普及啓発	○町広報と一緒に健診案内を全戸配布する

### II 特定保健指導の実施率向上対策

#### ＜課題＞

- 特定保健指導実施率の低迷
- 特定健診の問診でも保健指導参加希望者が少ない。

事業名	事業の概要
①特定健診当日等の保健指導実施	○前年度の結果や健診当日の結果をもとに対象者に保健指導を実施する。
②未実施者への勧奨強化	○特定保健指導未実施者に勧奨通知を発送する。特に低年齢層への勧奨を強化する。

### III 生活習慣病重症化予防事業

#### ＜課題＞

- 生活習慣病による医療費の増加。医療費全体の3割強を占める。

#### ＜目的＞

- 重症化予防の該当者等の把握及び指導
- 特定保健指導の対象とならないメタボリックシンドローム予備軍及び該当者に医療機関への受診を促し、重症化を予防し人口透析導入者の増加を防ぐ。

事業名	事業の概要
①医療機関への受診や保健指導の勧奨	○KDB システムにより特定健診受診者等のレセプト等を確認し、医療機関への受診や保健指導の勧奨を行う。
②未受診者への受診状況確認	○医療機関への受診を勧奨した人への後追い調査を行う。
③状況不明者の確認	○受診勧奨や保健指導に応じない人については個別訪問を行い、状況を確認する。

## 第7章 第4期特定健康診査等実施計画

### I 目標設定

前期計画では、国の目標値を参考に山北町の実施状況等を踏まえ特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値を設定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により受診率及び実施率が低下し、目標を達成できませんでした。

第4期計画では、コロナ禍以前の令和元年度の特定健診と人間ドックの合計受診率40.5%を踏まえ、国の目標である60%以上（令和11年度）を目標とします。

また、特定保健指導実施率についても令和元年度の57.7%を踏まえ、国の目標値である60%以上（令和11年度）を目標とします。

	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)	令和8年度 (%)	令和9年度 (%)	令和10年度 (%)	令和11年度 (%)
特定健診受診率 (人間ドック含む)	42	44	48	52	56	60
特定保健指導実施率	35	40	45	50	55	60

### II 特定健康診査等の対象者

特定健診対象者数は平成30年度から令和4年度の減少率の平均により算出します。

特定保健指導対象者数は平成30年度から令和4年度の特定健診受診者数に対する特定保健指導対象者数の平均割合（6%）により算出します。

メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の減少率については、国の目標減少率に合わせ25%を目標とします。

#### <特定健康診査等の対象者見込>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査 対象者数	1,888	1,810	1,732	1,654	1,576	1,498
特定健康診査 受診者数	793	796	831	860	883	899
特定保健指導 対象者数	66	67	68	70	72	74
特定保健指導 受診者数	18	19	19	20	20	21
動機付け支援	18	18	19	20	19	21
積極的支援	0	1	0	0	1	0
メタボリックシンドローム の予備軍・該当者の減少率	20.8	21.6	22.5	23.4	24.1	25.0

### Ⅲ 特定健康診査

#### (1) 実施場所と実施時期

##### ○ 集団健診

健康福祉センター及び清水ふれあいセンターにおいて、7月から9月に計8日間程度実施します（清水ふれあいセンターでは、8回のうち1回実施）。

なお、実施回には必ず土曜日と日曜日を含め、がん検診も同日に実施します。

##### ○ 施設健診

足柄上医師会所属医療機関において、8月から3月までの間実施します。

#### (2) 特定健康診査実施項目

検 査 項 目		
基本的な項目	問診等	標準的な質問（服薬歴、喫煙歴等日常生活関係）
	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）
	理学的検査	身体診察
	血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
	血液科学検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
	肝機能検査	AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)
	血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c検査（NGSP値）
	尿検査	尿糖、尿蛋白
肝機能・尿酸検査		血清クレアチニン、尿清尿酸
貧血検査		赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
心電図検査		
眼底検査		
尿潜血		

#### (3) 案内・周知方法

○ 町のホームページや広報での周知に加え、保険健康課の窓口で受診案内を配布します。

○ 前年に特定健診を受診された方に当年度の受診券を送付します。

○ 未受診者に受診案内を送付します。

#### (4) 実施形態（契約形態）

集団検診については健診機関との委託契約により実施します。

施設検診については足柄上医師会との集合契約により実施します。

## IV 特定保健指導

### (1) 実施場所

健康福祉センターで実施します。

### (2) 対象者

特定健康診査の結果が一定の基準を超え、生活習慣の改善が必要な方を対象とします。また、年齢と検査結果から「動機付け支援対象」と「積極的支援対象」に分類し、対象者それぞれが抱える生活習慣病のリスクに応じて指導を実施します。

特定保健指導対象者の選定基準表

腹囲/ BMI (肥満指数)	追加リスク	④喫煙歴	対象 (支援レベル)	
	①血糖②脂質③血圧		40~64 歳	65~74 歳
男性 85cm 以上	2つ以上該当	あり	積極的支援	動機付け支援
女性 90cm 以上	1つ該当			
上記以外で BMIが25kg/m <sup>2</sup> 以上	3つ以上該当	あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ以上該当			
	1つ該当			

①血糖：空腹時血糖が 100mg/dl 以上、または HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上

(空腹時血糖値および HbA1c (NGSP 値) の両方測定している場合、空腹時血糖値を優先)

②脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満

③血圧：収縮時 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上

### (4) 実施方法

#### ○ 動機付け支援

保健師や管理栄養士が電話や面談により指導を行います。対象者が生活習慣の改善すべき点を認識し、目標を設定して行動に移すことができるよう、特定健康診査の結果に合わせ、個人ごとに支援を実施します。

#### ○ 積極的支援

町で実施する各種運動教室への参加や、3か月以上の個人的な指導等、継続的な支援を実施します。

### (5) 案内・周知方法

案内通知を発送するほか、電話により勧奨します。

## 第8章 計画の評価及び見直し

計画における事業評価については、取組内容における評価指標で毎年評価をし、事業の見直しを行います。

事業名	取組内容	評価指標				評価手段	評価時期
		ストラクチャー (構造)	プロセス (過程)	アウトプット (事業実施量)	アウトカム (結果・成果)		
特定健診受診率向上対策	特定健診受診者受診勧奨事業	対象者（国民健康保険加入者）へ勧奨	前年度受診者及び希望者に受診券の個別送付	対象者の受診勧奨件数	特定健診受診目標値	法定報告	次年度11月
	未受診者受診勧奨事業	未受診者へ通知	40～50歳代を重点的に抽出、申込みしている未受診者抽出	対象者へ個別通知件数	受診勧奨者の受診率50%以上	法定報告	次年度11月
	土日・各種がん検診との同日実施	がん検診担当部門へ協力依頼	各種がん検診との同日実施を広報健康部門との同時受付	集団健診申込み件数	集団健診受診件数前年度比1%増	法定報告	次年度11月
	人間ドック検診費用助成事業	財源確保	人間ドック検診前に申請受理保険税収納状況を確認後承認	費用助成申請件数	費用助成件数前年度比1%増	法定報告	次年度11月
特定保健指導実施率対策	特定保健指導利用者勧奨事業	対象者へ勧奨	対象者に個別通知、電話勧奨及び個別訪問	対象者へ勧奨件数	保健指導受診目標値	法定報告	次年度11月
生活習慣病重症化予防対策	生活習慣病重症化予防事業	対象者へ勧奨	特定健診受診者より対象者抽出、個別通知	対象者へ勧奨件数	対象者利用件数前年度比1%増	実施機関からの報告	当該年3月

## 第9章 計画の公表と周知

本計画は、ホームページなどで公表し、被保険者に対し周知します。

## 第10章 個人情報情報の保護

本計画における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づく「山北町個人情報保護条例」及び関連するその他法令を遵守します。

また、本計画に基づく事業の受託事業者に対しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止の徹底を求めます。

## 第11章 その他の留意事項

介護保険等で開催される地域包括ケア会議へ参画し、保健事業の周知・啓発を行います。

山北町第3期山北町国民健康保険データヘルス計画及び  
第4期山北町国民健康保険特定健康診査等実施計画

発行日 令和6年3月

発行者 山北町保険健康課保険年金班

住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

TEL 0465-75-3642 (直通)